

# 宮崎県文化振興条例

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第9条）

### 第2章 文化の振興等に関する基本施策

#### 第1節 文化の振興（第10条－第13条）

#### 第2節 文化を実感できる環境づくり（第14条－第17条）

#### 第3節 文化を支え、育む人づくり（第18条－第23条）

#### 第4節 文化を活用した地域づくり（第24条－第26条）

### 附則

かつて日向国と称された宮崎県は、<sup>きん</sup>燦々と太陽が降り注ぐとともに、秀麗で緑深き九州山地や霧島連山を源とする清らかなせせらぎが山里を流れ下り、やがて大きな河となって大地を潤し、黒潮寄せる雄大な日向灘に注いでいる。

これらの豊かな自然や温暖な気候風土の中で、先人たちは、互いに助け合い、祈りと感謝を捧げながら、狩猟や焼畑農耕、稲作、漁労などの生業、伝統工芸や多彩な食文化を生み出してきた。

また、古事記や日本書紀において日本発祥にまつわる日向神話の舞台として描かれている本県には、数多くの神話や伝承とともに、神楽をはじめとする多様な民俗芸能や祭り、古墳や歴史的町並みが今も暮らしの中に息づいており、これらを背景として、文学や音楽、美術などの芸術の分野においても、県内各地で様々な活動が展開されている。

こうした文化は、生きる喜びをもたらし、創造性と郷土愛を育み、人と人とのつながりや互いに理解し尊重し合う場を提供する県民共通の財産であり、年齢や障がいの有無、居住する地域などにかかわらず、県民誰もが文化に触れ親しむことができる地域社会を目指していく必要がある。

人口減少の進行などにより社会環境が大きく変化する中、私たちは、今改めて文化の固有の意義と価値や文化の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、先人たちから受け継いできた文化を次の世代へ継承し、及び発展させるとともに、新たな文化を創造し、もって県民一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる活力ある宮崎県づくりにつなげていくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって真にゆとりと潤いを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 文化の振興等に当たっては、県民一人ひとりが文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下に、その自主性が尊重されなければならない。

2 文化の振興等に当たっては、文化活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化の振興等に当たっては、県民がその年齢、障がいの有無、国籍、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう考慮されなければならない。

- 4 文化の振興等に当たっては、文化に対する県民の関心及び理解を深めつつ、文化の多様性が尊重されるよう考慮されなければならない。
- 5 文化の振興等に当たっては、本県の自然、風土及び歴史に培われてきた特色ある文化を県民が郷土への誇りと愛着を持って将来に継承できるよう考慮されなければならない。
- 6 文化の振興等に当たっては、本県の文化の魅力が国内外に広く発信されるとともに、文化を通じた人々の活発な交流の推進が図られるよう考慮されなければならない。
- 7 文化の振興等に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（以下これらを「子ども」という。）に対する文化に関する教育の重要性が考慮されなければならない。
- 8 文化の振興等に当たっては、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化の振興等に当たっては、県民、文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、教育機関、事業者、市町村及び県の相互の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、国及び他の都道府県と連携し、及び協力して、文化の振興等に関する施策を効果的に推進するものとする。

（県民の役割）

第4条 県民は、文化についての関心及び理解を深め、文化に親しむこと等を通じて、文化の振興等に貢献するよう努めるものとする。

（文化団体等の役割）

第5条 文化団体等は、基本理念を理解し、自主的かつ主体的に文化活動の充実を図るとともに、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第6条 教育機関は、基本理念にのっとり、子どもの感性及び創造性を育むことができるよう、文化に親しむ機会の創出に努めるものとする。

- 2 教育機関は、人材育成、調査研究その他の教育研究活動を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、文化についての関心及び理解を深めるとともに、その事業活動における文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（市町村との連携等）

第8条 県は、市町村が地域における文化の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、当該施策に関する情報提供その他の必要な協力を行うものとする。

（施策の総合的かつ計画的な推進等）

第9条 県は、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化の振興等に関する施策を推進するための基本的な方針

(2) 前号に掲げるもののほか、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 県は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 県は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 6 県は、文化の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 文化の振興等に関する基本施策

### 第1節 文化の振興

(芸術及び芸能の振興)

第10条 県は、文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（次条に規定する伝統芸能及び民俗芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第11条 県は、伝統芸能（能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。）、民俗芸能（神楽、風流、民謡その他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）並びに祭り、年中行事、神話、伝承その他の地域の歴史及び風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興及び国民娯楽の普及)

第12条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化、方言その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化財等の保存及び活用並びに景観等の保全及び活用)

第13条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の適切な保存及び活用が図られるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、地域の歴史的又は文化的な景観等を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第2節 文化を実感できる環境づくり

(文化に対する理解の醸成等)

第14条 県は、県民の文化に対する興味及び関心を広げ、並びに理解及び共感を深められるよう、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第15条 県は、広く県民が自主的に文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設等の充実及び活用の促進)

第16条 県は、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化施設をはじめとする県民が文化に親しむ場の充実を図るとともに、その活用の促進に努めるものとする。

(事業者による文化活動等の促進)

第17条 県は、事業者が事業又は社会貢献の一環として行う文化活動への参画又は支援の促進に努めるものとする。

### 第3節 文化を支え、育む人づくり

(郷土に対する誇りと愛着の醸成)

第18条 県は、県民が文化を通じて郷土に対する誇りと愛着を持てるよう、郷土の歴史及び文化を学ぶ機会の創出その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの感性等の育成)

第19条 県は、子どもの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りと愛着を育むため、子どもが文化に触れる機会の提供、子どもによる文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障がいのある人の文化活動の充実)

第20条 県は、文化が障がいのある人の個性と能力の発揮及び共生社会の実現に資する多様な機能を有することに鑑み、障がいのある人の文化活動が幅広く行われるための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者の文化活動の充実)

第21条 県は、文化が高齢者の生きがいづくりにつながるとともに、豊富な知識及び経験を有する高齢者が文化の重要な担い手であることに鑑み、高齢者が行う文化活動の充実が図られるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化の担い手の育成及び確保)

第22条 県は、文化に関する創造的活動を行う者、文化の継承活動を行う者、文化活動の指導を行う者、文化活動の企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者、文化に関する中間支援を行うものその他の文化の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第23条 県は、県民が自主的かつ主体的な文化活動を通じて文化の振興等に積極的に取り組む機運が醸成されるよう、文化の振興等に関し顕著な功績があると認められるものを顕彰するよう努めるものとする。

#### 第4節 文化を活用した地域づくり

(文化を生かした地域の活性化)

第24条 県は、文化が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化を活用したまちづくり及び地域活力の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化を生かした産業の活性化)

第25条 県は、文化が観光その他の産業の活性化に資するよう、文化と産業の相互連携の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化による交流の推進)

第26条 県は、文化に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化を通じた地域間の交流、国際交流等の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。